

表1 介護保険施設における1日当たりの段階別負担限度額（円）

区分段階			食費	居住費（部屋代）				
所得区分		利用者負担段階		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室（※２）	多床室（※２）	
			基準費用額（※１）	1,380	1,970	1,640	1,150	840
							(1,640)	(370)
住民税	世帯課税者		第４段階	軽減なし（施設との契約額を支払います）				
	世帯非課税者	合計所得金額と公的年金収入額（課税年金・非課税年金）が年間80万円超	第３段階	650	1,310	1,310	820	370
							(1,310)	
		合計所得金額と公的年金収入額（課税年金・非課税年金）が年間80万円以下	第２段階	390	820	490	420	370
							(490)	
	老齢福祉年金受給者	第１段階	300	820	490	320	0	
生活保護受給者など	(490)							

※1 基準費用額とは、施設の平均的な費用を基に国が算定したものです。10月以降、消費税率が引き上げられた場合には、基準費用額が変更となる可能性があります。

※2 カッコ内は介護老人保健施設および介護療養型医療施設または介護施設の場合です。

表2 非課税年金の例

非課税年金に含まれるもの（社会保険料を拠出した対価として支払われるもの）
国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金（名称に「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」とあるものを含む）
非課税年金に含まれないもの
上記に該当しない年金のほか「弔慰金」や「給付金」

【要件】①世帯の構成員が2人以上②介護保険施設に入所（入院）し、利用者負担第4段階の食費・居住費（部屋代）を負担している（シヨートステイを除く）③世帯の年間収入から、施設の利用者負担（施設サービス費・食費・居住費（部屋代）の年額合計）の見

◎対象となるサービスⅡ施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設）▼短期入所サービスⅡ

◎負担限度額Ⅱ所得区分に応じて食費・居住費（部屋代）の負担限度額（施設に支払う1日当たりの自己負担額の上）が設けられています（左表1参照）

◎認定要件Ⅱ世帯全員が市民税・都民税非課税であること

▼住民票上の世帯が異なる（世帯分離しているなど）場合の配偶者が市民税・都民税非課税であること

▼預貯金などが単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下であること

なお、「第2段階」「第3段階」の利用者負担段階（負担限度額）の判定に、非課税年金（遺族年金、障害年金）が収入として算定されます（左下表2参照）。

◎申請に必要な書類Ⅱ負担限度額認定申請書兼同意書▼通帳の写し（銀行名・名義人・最終残高などが分かる直近2カ月以内のもの）▼その他、預貯金等に含まれるものが確認できる書類（左下表3参照）

更新の方には申請書を送付します

現在、軽減制度を利用している方（負担限度額認定証の交付を受けている方）の負担限度額認定の有効期限は7月31日（水）です。対象の方には、6月末までに「更新申請のお知らせ」（申請書同封）を送付しますので必要に応じて申請してください。

◎申請に必要な書類Ⅱ負担限度額認定申請書兼同意書▼通帳の写し（銀行名・名義人・最終残高などが分かる直近2カ月以内のもの）▼その他、預貯金等に含まれるものが確認できる書類（左下表3参照）

更新の方には申請書を送付します

現在、軽減制度を利用している方（負担限度額認定証の交付を受けている方）の負担限度額認定の有効期限は7月31日（水）です。対象の方には、6月末までに「更新申請のお知らせ」（申請書同封）を送付しますので必要に応じて申請してください。

◎申請に必要な書類Ⅱ負担限度額認定申請書兼同意書▼通帳の写し（銀行名・名義人・最終残高などが分かる直近2カ月以内のもの）▼その他、預貯金等に含まれるものが確認できる書類（左下表3参照）

更新の方には申請書を送付します

現在、軽減制度を利用している方（負担限度額認定証の交付を受けている方）の負担限度額認定の有効期限は7月31日（水）です。対象の方には、6月末までに「更新申請のお知らせ」（申請書同封）を送付しますので必要に応じて申請してください。

表3 預貯金等の資産の例

預貯金等に含まれるもの（資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象）	確認方法（価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付が必要）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクは口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告

込み額を除いた額が80万円以下④現金、預貯金などの額が世帯で450万円以下⑤居住の用に供する家屋、その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない⑥介護保険料を滞納していない

負担限度額の適用には申請が必要です。要件をすべて満たす方は介護福祉課（市役所1階）にご相談ください。詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。

特に生計が困難な方や生活保護を受給している方に対しては、申請して承認を受けると介護サービスの利用者負担が軽減される制度があります。ただし、都や市区町村に申し出た事業者が提供するサービスに限り、利用することができ

生活に困っている方に対する介護保険サービスの利用者負担の軽減について

特に生計が困難な方や生活保護を受給している方に対しては、申請して承認を受けると介護サービスの利用者負担が軽減される制度があります。ただし、都や市区町村に申し出た事業者が提供するサービスに限り、利用することができ

【軽減内容】介護サービスに掛かる費用の利用者負担・食費・居住費（部屋代）の各負担を25%（老齢福祉年金受給者は50%）軽減。生活保護受給者は居住費（部屋代）負担のみ軽減（全額）

【対象となる方】次の①～⑤のすべてに該当する方または生活保護受給者

①市民税・都民税非課税世帯 ☎470・7750へ。

②世帯の預貯金などの額が一人世帯の場合は、350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額）以下

③日常生活に供する以外の活用できる資産がない

④負担能力のある親族などに扶養されていない

⑤介護保険料を滞納していない

対象になると思われる方は介護福祉課（市役所1階）にご相談ください。詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。

2年～5年度使用の市立小学校の教科用図書展示します

2年度から市立小学校で使用する教科用図書を採択するため、その対象となる教科用図書見本を展示します。

【日時・会場】市役所6階601会議室Ⅱ土曜・日曜日を除く6月17日（月）～7月4日（水）

詳しくは指導室 ☎470・7781へ。

2年度から市立小学校で使用する教科用図書を採択するため、その対象となる教科用図書見本を展示します。

【日時・会場】市役所6階601会議室Ⅱ土曜・日曜日を除く6月17日（月）～7月4日（水）

詳しくは指導室 ☎470・7781へ。

募集



学童保育所職員募集説明会

学童保育所に勤務する嘱託員・臨時職員（児童厚生員）を募集します。次の通り、説明会を開催しますので、興味

7月のお気軽に無料相談



相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談（各日8人）	弁護士	6月27日（木）	3日（水） 10日（水）	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
		7月11日（木）	17日（水） 24日（水）			
不動産・相続・会社の登記等相談（5人）	司法書士	6月25日（火）	3日（水）	午後1時から		
表示登記・土地の境界等相談（4人）	土地家屋調査士			午前10時から		
相続・遺言・成年後見等手続き相談（5人）	行政書士	7月4日（木）	10日（水）	午後1時から		
税務相談（5人）	税理士	7月9日（火）	17日（水）			
人権・身の上相談（4人）	人権擁護委員	7月11日（木）	17日（水）	午後1時半から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061
不動産取引相談（5人）	宅地建物取引士	6月27日（木）	4日（木）	午後1時から		
交通事故相談（5人）	弁護士	7月18日（木）	24日（水）	午前10時から		
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談（4人）	社会保険労務士			午後1時半～4時半		
女性の悩みごと相談（各日3人）	女性カウンセラー	6月19日（水）	1日（月） 8日（月）	午前10時～午後1時	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061
		7月3日（水）	19日（金） 22日（月） 29日（月）	午後1時半～4時半		
女性弁護士による法律相談（3人）	女性弁護士	6月21日（金）	5日（金）	午前9時半～午後0時半		
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館	市商工会 ☎471・7577

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	7月は実施しません		中央相談室（成美教育文化会館内教育センター） 滝山相談室（西中学校隣）	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日 月曜～金曜日	午前10時～午後5時（水曜日は午後6時まで）		教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課（市役所2階）	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	12日（金）	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス475・8181
知的障害者相談	10日（水）			知的障害者相談員	
心身障害者（児）相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	11日（木）	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談も可。	平日		生活文化課（市役所2階）	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	10日（水）	午前10時～正午		行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問 赤ちゃん訪問	希望する方は右記へ問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課（市役所1階）	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741